⑤　「技術提案」については、提出のあった各々の提案内容を比較する評価を行うものとする。

⑥　「施工体制評価点」の評価結果が最高点でない者に対しては、「加算点」についても減じる措置（計算式：開札後の加算点＝｛審査の結果から得られた施工体制評価点／30点｝×審査の結果から得られた加算点）を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次のア及びイを満たし、かつ適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」という。）を下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

⑷　評価内容の担保

①　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工し、工事完成後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定の減点、違約金の徴収の措置を講ずる。

４　入札手続等

⑴　入札契約担当部局　〒460―8516 名古屋市中区三の丸１－２－２　東海農政局会計課事業経理調整係　電話052―201―7271　内線2202

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札システムにより次の期間交付する。

ただし、電子入札システムによる入手が困難であり、電子媒体による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の場所へ申込みを行った上で、次の期間、場所にて交付する。

①　交付期間　令和７年８月６日から令和７年10月10日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時まで

②　交付場所　〒460―8516 名古屋市中区三の丸１－２－２　東海農政局農村振興部設計課調整係　電話052―201―7271　内線2614

③　その他　配付資料は無料である。

④　関連情報の交付期間、場所及び方法　本工事に係る関係設計図書については、電子データにより提供する。提供希望者はあらかじめその旨を上記②の場所へ連絡し、提供に関する指示を受けること。なお、郵送により提供を希望する場合は、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により必要となる切手を貼り付けた返信用封筒（宛先入り、書留郵便に限る。）を上記②の場所に提出すること。

なお、データを提供する条件として、本工事の入札手続きで使用した後は、確実にデータを廃棄するものとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所並びに方法

①　提出期間　申請書は令和７年８月６日から令和７年９月３日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時まで。資料は令和７年10月８日から令和７年10月10日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時まで。

②　提出場所　上記⑵の②に同じ。

③　その他　申請書及び資料は、原則、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙により提出する場合は、上記⑵の②へ持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和７年11月14日から令和７年12月５日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時まで。

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）又は電子メール（提出期間内必着）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法

①　入札書は、原則、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

②　入札書の受領期間は、電子入札システムによる場合は令和７年10月８日から令和７年10月10日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時までとする。紙入札方式による場合は令和７年10月８日から令和７年10月10日（行政機関の休日を除く。）までの午前９時から午後５時に上記⑴の担当部局へ持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

なお、開札は、令和７年12月８日の午前10時00分に東海農政局入札室で行う。

５　低入札価格調査対象工事

⑴　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

①　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、現場管理費、一般管理費等の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。

さらに、「施工段階確認実施要領」（令和３年３月30日付け２農振第3742号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

②　下請契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出するとともに、随時、下請への支払状況について確認を求める場合がある。

③　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は東海農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２ヶ年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、次のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札価格調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア　工事成績評定の評定点が70点未満を通知された者。

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止、部局長又は監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

⑵　低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について　開札の結果、低入札価格調査の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る追加対策の試行について」（平成18年７月24日付け18海整第410号東海農政局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る追加対策を試行する。

①　次のアからウの段階において、監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ次項②及び③に示す措置を講ずる。

ア　施工確認段階。

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）。